○塩谷町野生鳥獣侵入防止柵等設置事業費補助金交付要綱

平成26年３月31日

告示第６号

改正　平成28年１月28日告示第５号

（趣旨）

第１条　町が交付する野生鳥獣侵入防止柵等設置事業費補助金（以下「補助金」という。）については、塩谷町補助金等交付規則（昭和47年塩谷町規則第４号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象者）

第２条　補助金の交付を受けることのできる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　町内に住所を有する農業者

(2)　単独又は共同で野生鳥獣侵入防止柵及び侵入防止対策設備（以下「侵入防止柵等」という。）設置を行う者であること。

(3)　新たに侵入防止柵等設置を行う者、又は既に設置した侵入防止柵等（この補助金又は他の補助制度等により設置したものを除く。）の全部を改修する者であること。

(4)　町税等を完納している者であること。

(5)　同一年度内にこの補助金を受けたことのない者であること。

（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1)　シカ又はイノシシを対象とする侵入防止柵等を設置する事業であること。

(2)　侵入防止柵等を設置する農地の面積が10アール以上（共同で設置する場合は、事業参加者１人当たりの面積が10アール以上）であること。

(3)　補助金の交付対象者自らが、侵入防止柵等を設置する事業であること。

２　補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

（補助対象経費）

第４条　補助対象となる経費は、侵入防止柵等設置に必要な資材の購入に要する経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額と、次の各号のいずれか低い額とする。ただし、1,000円未満の金額は、切り捨てるものとする。

(1)　シカを対象とする場合　事業参加者１人当たり　100,000円

(2) イノシシを対象とする場合　事業参加者１人当たり　50,000円

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年１月28日告示第５号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年４月１日から適用する。